

相続税申告作成料金表

I 着手金報酬 (着手時に前受金として請求させて頂き後日精算いたします。)

見積額 × 10% (最低100,000円)

II 申告書作成報酬

1 財産比例報酬

プラス財産価額(債務・葬式費用を控除する前・配偶者軽減・小規模宅地特例前)

A: 基礎控除額	A × 70%以下 ※1	A × 70%~A以下	A超
報酬	180,000円	250,000円	400,000円+(※2価額-A) × 0.6%

※1 申告を未提出の場合は不要

※2 債務・葬式費用を控除する前・配偶者軽減・小規模宅地特例前

2 相続人比例報酬

20,000円 × 相続人数

III 財産評価報酬

1 土地

① 倍率地域による評価の場合(一筆ごと)

3,000円 × 筆数

② 路線価地域(宅地比準を含む)による評価の場合(一利用単位ごと)

基本報酬	広大地	不整形・無道路	宅地造成
7,000円	50,000円	15,000円	10,000円
その他補正	権利評価減額	小規模宅地	特定路線価設定
12,000円/1利用	10,000円/1利用	18,000円	10,000円/件

2 建物(評価単位ごと)

戸建貸家1棟	共同住宅1棟	貸家以外
3,000円	8,000円	1,000円

3 事業用資産(評価単位ごと)

動産	債権・債務	営業権
3,000円	1,000円	30,000円

4 有価証券

① 上場有価証券(1銘柄につき)

国内有価証券	国外有価証券
2,000円	3,000円

② 非上場有価証券(1社につき)

純資産	類似業種	折中	配当還元
80,000円	40,000円	左の金額の合計額	一律 30,000円

5 預貯金

1,000円 × 預金口座数

6 家庭用財産

動産	非動産	個別評価を要する
3,000円	1,000円	7,000円

7 その他の財産(評価単位ごと)

生命保険権利	その他
5,000円	1,000円

8 債務控除(評価単位ごと)

1,000円 × 評価単位数

9 葬式費用

500円 × 個別支払数

10 生命保険・退職金(評価単位ごと)

生命保険	退職金	その他のみなし財産
5,000円	5,000円	4,000円

11 生前贈与加算(加算単位ごと)

3年以内加算	精算課税加算	本来の財産加算
5,000円	20,000円	8,000円

IV その他

1 公正証書遺言・秘密遺言

遺言原案作成	証人日当	遺言執行者
70,000円より	10,000円	70,000円より※

※登記費用等実費支払額は除きます。

2 公的書類・日当等

謄本・公函など 実費	交通機関 実費	県外調査日当
未登記建物申請 3,000円/件	申告書控 1,600円/冊	25,000円/日 税務調査立会 30,000円/日

3 延納・物納申請・更正の請求・修正申告

別紙料金表

V 割引制度(Ⅱ～Ⅳの合計に対しての割引)

1 早期割引(相続発生日より下記の期限内に着手金を頂いた場合)

2ヶ月以内	3ヶ月以内	4ヶ月以内
10%	5%	3%

2 お客様割引(既に当社で申告を依頼してくださっているお客様)

10%

※消費税は別途必要になります。

※24年1月以降の申告期限を迎える申告より適用いたします。

竹好秀記税理士事務所 (お問合せ電話:086-245-5511)